

# 一般社団法人 日本介護支援専門員協会 定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人 日本介護支援専門員協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2. 当法人は、社員総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、都道府県単位の個人を会員とする介護支援専門員組織と連携し、公正・中立なケアマネジメントを確立し、介護支援専門員の資質および社会的地位の向上に努めることをもって、国民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。この目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 高齢者の福祉の増進を目的とする下記の事業。
  - 介護支援専門員の職能の向上に関する事業。
  - 介護支援専門員が必要とする情報の提供に関する事業。
  - 社会保障制度全体及び介護支援専門員に係る調査研究事業。
- (2) 介護保険制度の普及啓発に関する事業。
- (3) 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業。
- (4) 公衆衛生の向上を目的とする事業。
- (5) 学術及び科学技術の振興を目的とする事業。
- (6) 地域社会の健全な発展を目的とする事業。
- (7) 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- (8) 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- (9) 国際交流・貢献を目的とした事業
- (10) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(基金を引き受ける者の募集)

第4条 当法人は基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第5条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した日まで返還しない。

(基金の返還の手続き)

第6条 基金の拠出者に返還する基金の総額について、定時社員総会における決議および代替基金の積立てを経た後、会長が決定したところに従って返還する。

### 第3章 会員及び社員

(種別)

第7条 当法人の会員は次の3種とする。

(1) 正会員

介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第5項に規定する介護支援専門員、又は第69条の2第1項に規定する介護支援専門員の登録を受けている者のいずれかであって、当法人の目的及び事業に賛同して入会した者

(2) 賛助会員

当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(3) 名誉会員

当法人に特別の功績があった者で、本人の承諾を得て社員総会において承認された者

(社員の資格の取得および喪失)

第8条 当法人の社員は、おおむね正会員500人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。(代議員の定数の取扱いについては、社員総会で別に定める。)

2. 代議員は、理事または監事と兼ねることができない。
3. 代議員の選出方法は、社員総会において別に定める方法による。
4. 代議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して3期(6年)を超えて選任されることはできない。
5. 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて、補欠の代議員を選出することができ、その選出方法は、社員総会において別に定める方法による。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
6. 代議員の解任については、第20条の規定を準用する。
7. 代議員が正会員たる資格を喪失した時は、代議員たる資格も同時に喪失する。

(正会員の権利)

第9条 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利 (定款の閲覧等)
  - (2) 法人法第32条第2項の権利 (社員名簿の閲覧等)
  - (3) 法人法第57条第4項の権利 (社員総会の議事録の閲覧等)
  - (4) 法人法第50条第6項の権利 (社員の代理権証明書等の閲覧等)
  - (5) 法人法第52条第5項の権利 (電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等)
  - (6) 法人法第129条第3項の権利 (計算書類等の閲覧等)
  - (7) 法人法第229条第2項の権利 (清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
  - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利 (合併契約等の閲覧等)
2. 理事、監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

(入会)

第10条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、当法人に申し込まなければならない。

(入会金及び会費)

第11条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 賛助会員は、社員総会において別に定める入会金及び賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第12条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正会員にあっては、介護支援専門員でなくなったとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第13条 正会員及び賛助会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第14条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会において、出席した代議員の議決権の4分の3以上の議決に基づき、除名することができる。  
この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(経費の負担)

第15条 既納の入会金、会費及びその他の経費は、返還しない。

## 第4章 役員

(種類及び定数)

第16条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 25人以上30人以内
- (2) 監事 2人

2. 理事のうち、1人を会長、3人以内を副会長とする。専務理事および常任理事を置くことができる。
3. 前項の会長をもって法人法の代表理事とし、前項の副会長、専務理事および常任理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第17条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

2. 会長、副会長、専務理事および常任理事は理事会の決議によりこれを定める。

3. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
4. 各理事について、当該理事および理事の配偶者又は3親等以内の親族その他の当該理事と財務省令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
5. 役員の数に欠くこととなるときに備えて補欠の役員を選任することができる。

#### (職 務)

第18条 会長は、当法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、当法人の常務を統括する。
4. 常任理事は、会長、副会長および専務理事を補佐し、常務を執行する。
5. 理事は、理事会を構成する。
6. 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 財産及び会計の状況を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを社員総会又は理事会に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、社員総会又は理事会の招集を請求し、若しくは第4章又は第5章の定めにかかわらず、社員総会又は理事会を招集すること。

#### (任 期)

第19条 理事の任期は、選任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した理事の補欠として、または増員により選任された理事の任期は、前任者または他の在任理事の任期の残任期間と同一とする。
3. 監事の任期は、選任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。
4. 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残任期間と同一とする。

#### (解 任)

第20条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において、出席した代議員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

#### (報酬等)

第21条 役員報酬等(報酬、賞与その他職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益をいう)は無償とする。ただし、常勤の役員報酬等は有償とすることができる。

2. 役員には費用を弁償することができる。
3. 前2項に関する事項は、社員総会の議決によって定める。

#### (顧問及び相談役)

第 22 条 当法人に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 . 顧問は、専門的な事項に関して必要な助言をすることを職務とし、社員総会の議決に基づいて、会長が正会員以外の者の中から委嘱する。
- 3 . 相談役は、会長の求めに応じて当法人の運営に関して必要な助言を行うことを職務とし、社員総会の議決に基づいて、会長が当法人の役員経験者の中から委嘱する。
- 4 . 顧問及び相談役は 5 人以内とし、第 1 8 条第 1 項の規定を準用するものとする。

## 第 5 章 社員総会

(種 別)

第 23 条 当法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の 2 種とする。

(議決権)

第 24 条 この定款で別に定める場合を除き、社員総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 とする。

(代議員の実費弁償等)

第 25 条 代議員については、第 2 1 条第 2 項及び第 3 項(実費弁償等)の規定を準用する。

(権 能)

第 26 条 社員総会は、この定款で別に定めるもののほか、当法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開 催)

第 27 条 定時社員総会は、毎年 1 回開催する。

2 . 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ( 1 ) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- ( 2 ) 代議員現在数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- ( 3 ) 第 1 8 条第 6 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第 28 条 社員総会は、会長が招集する。

- 2 . 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から 3 0 日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 . 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 29 条 社員総会の議長は、社員総会の決議により代議員の中から選出する。

(定足数)

第 30 条 社員総会は、総代議員の議決権の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第 31 条 社員総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した代議員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決等)

第 32 条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について他の代議員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 33 条 社員総会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

## 第 6 章 理事会

(構 成)

第 34 条 当法人に理事会を置く。

2. 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第 35 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 社員総会の招集に関する事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項の決定
- (3) 当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事の選定及び解職

2. 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

(種類及び開催)

第 36 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

2. 通常理事会は、毎年 4 回以上開催する。

3. 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 18 条第 6 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第 37 条 理事会は会長が招集する。

- 2 . 会長は、前条第 3 項第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、その日から 1 4 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 . 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 38 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第 39 条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 . 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 3 . 当該理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(決議の省略)

第 40 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りではない。

## 第 7 章 支部組織

(支部組織)

第 41 条 当法人は、都道府県を単位として、支部を置くことができる。

- 2 . 支部は、当該都道府県の区域内において、第 3 条各号に定める事業を行う。

(支部長)

第 42 条 支部に支部長 1 人を置く。

- 2 . 支部長は、社員総会において別に定める方法により、当該支部に所属する正会員の中から選出する。

## 第 8 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 43 条 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ( 1 ) 入会金及び会費
- ( 2 ) 寄付金品
- ( 3 ) 財産から生ずる収入
- ( 4 ) 事業に伴う収入

( 5 ) その他の収入

( 財産の管理 )

第 44 条 当法人の財産は、会長が管理し、その方法は、社員総会の議決を経て、会長が別に定める。

( 経費の支弁 )

第 45 条 当法人の経費は、財産をもって支弁する。

( 事業計画及び予算 )

第 46 条 当法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎事業年度開始前に、社員総会において出席した代議員の議決権の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

( 暫定予算 )

第 47 条 前条の規定にかかわらず、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 . 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

( 事業報告、決算及び剰余金 )

第 48 条 当法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告及び計算書類ならびにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経て、定時社員総会に提出しなければならない。

2 . 前項の規定により提出された事業報告及び計算書類は、社員総会において出席した代議員の議決権の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

3 . 当法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことができない。

( 長期借入金 )

第 49 条 当法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において出席した代議員の議決権の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

( 事業年度 )

第 50 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

## 第 9 章 定款の変更及び解散

( 定款の変更 )

第 51 条 この定款は、社員総会において総代議員の議決権の 3 分の 2 以上の議決を経なければ変更することができない。

( 解 散 )

第 52 条 当法人は、社員総会において総代議員の議決権の 4 分の 3 以上の議決その他法令で定められた事由により解散する。

( 残余財産の帰属 )

第 53 条 当法人が解散した場合に残余財産があるときは、社員総会において総代議員



- の議決権の4分の3以上の議決を経て、次に掲げる法人に贈与する。
- (1) 国もしくは地方公共団体
  - (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号各号に掲げる法人

## 第10章 事務局

(設置等)

- 第54条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
  3. 事務局長及び職員は、会長が任免する。

(備付け帳簿及び書類)

- 第55条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。
- (1) 定款
  - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
  - (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
  - (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
  - (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
  - (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
  - (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
  - (8) その他必要な帳簿及び書類

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

- 第56条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第12章 附 則

1. この定款は、平成22年5月30日から施行する。
2. この定款の一部改定(社員の資格の取得および喪失、顧問及び相談役、代議員の実費弁償等、開催、種類及び開催)は、平成23年6月26日から施行する。